

(平成26年7月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

四国（愛媛）厚生年金 事案 1216

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を、13万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 13 日
② 平成 18 年 7 月 13 日

A社から支給された申立期間①及び②の賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の年金記録に反映されていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、同僚から提出された平成 17 年冬季及び 18 年夏季賞与明細表によると、当該同僚は、いずれの申立期間においても A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録の申立人の標準報酬月額、事業主から提出された前述の同僚に係る賃金台帳及び当該同僚に係る源泉徴収票に基づき、申立期間①及び②のそれぞれについて、申立人の給与から控除された社会保険料の年間合計額と申立人に係る給与支払報告書の各社会保険料額を検証したところ、算出される額は、いずれも 13 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料控除額であることが推認できる上、当該標準賞与額は、申立人の主張する賞与額とおおむね一致している。

さらに、申立期間①及び②のいずれについても、当該標準賞与額と給与振込額から算出される年間給与収入額を合算した金額は、給与支払報告書で確認できる年間給与収入額と申立人に支給されたと考えられる通勤手当の年間合計額を合算した金額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社から、申立期間①及び②において13万円の賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国（香川）厚生年金 事案 1218

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

昭和42年6月1日にA社B工場から同社本社に異動し、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、当該期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された回答書及び厚生年金保険記号番号台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和42年6月1日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和42年4月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日をA社B工場における資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（高知）国民年金 事案 536

第1 委員会の結論

申立人の平成11年12月から13年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月から13年1月まで

平成11年12月に会社を退職後、A市役所で申立期間に係る国民年金の加入手続きを行い、12年8月頃から申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付場所について、「B銀行C支店、同行D支店、E銀行F支店、G銀行H支店のいずれかだった。」と供述しているところ、当該3銀行において、保険料を窓口納付した際の控えは、保存期限が10年のため、既に廃棄されていることから、申立人の主張を裏付ける資料を得ることができない。

また、申立人は、「申立期間のうち、いつの分かは覚えていないが、私のアルバイト代のみでは国民年金保険料を納付できず、その頃同居していた元夫から援助してもらったことがある。」と供述しているところ、申立人の元夫とは連絡が取れず、当時の保険料の納付状況について供述を得ることができない。

さらに、A市のオンラインシステムによると、申立人に係る申立期間の国民年金保険料は未納であり、国のオンライン記録と一致する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後であり、基礎年金番号による統一的な記録管理が行われていることから、記録漏れ等の誤りが生じる可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（愛媛）国民年金 事案 537

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 46 年 3 月まで

申立期間に係る国民年金保険料について、婚姻後は、妻が二人分を集金人及び役場に納付していたにもかかわらず、私の分だけが未納となっている。

また、免除申請をした記憶が無いにもかかわらず、昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月まで免除期間となっている。

申立期間の国民年金保険料を納付しているはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「妻が私の国民年金保険料を納付していた。」と主張しており、申立人の妻は、「夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて集金人に納付していた。私が保険料を納付している月は、夫の保険料も必ず納付していた。」と主張しているところ、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間後の昭和 46 年 9 月 14 日に払い出されていることが確認でき、A 市が、「過年度保険料の集金は行っていない。」と回答していることから判断すると、申立人の妻の国民年金手帳記号番号払出日時点で過年度となる申立人の申立期間の国民年金保険料を、集金人を通して納付することは不可能である上、A 市に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳の納付記録によると、申立人の妻の申立期間に係る保険料のみが、同年 9 月 30 日に、特例納付及び過年度納付により納付されていることが確認できる。

また、申立人の上記国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳には、昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月まで、申請免除の承認を意味する「申免」の押印が確認できる一方、追納を行ったことをうかがわせる表示は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について直接関与していない上、申立人の妻に聴取しても、申立人の申立期間の国民年金保険料の納付状況（納付期間、保険料額、納付場所等）を具体的に記憶しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる供述が得られない。

このほか、申立人及びその妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1217

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月1日から24年9月30日まで
年金記録照会をした際に申立期間の厚生年金保険の記録が無い旨の回答であったが、当該期間については、A営団本部（現在は、B協同組合）の配給所の名義を伯父から私が引き継いでいた。その後、子供が生まれた年の9月か10月に夫に名義を引き継いだ。夫の配給所に係る厚生年金保険の記録は見つかったのに、私の記録が無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人と同居していた申立人の妹は、「姉が一人で頑張って配給所の仕事をしていた。」と供述していることから、申立人が配給所で勤めていたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「A営団本部の配給所の名義を伯父から私が引き継ぎ、その後、夫に引き継いだ。」と供述しているところ、C健康保険組合によると、「D営団からE公団に変更となった昭和23年に末端の配給所も同公団の職員とした。」と回答しており、E公団F支局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の伯父は昭和23年10月2日から24年8月20日まで、申立人の夫は同年10月1日から25年6月12日まで、同支局における厚生年金保険の記録が確認できるものの、申立人の同記録は確認できない。

また、申立人の伯父及び夫は既に死亡しており、申立人が、申立期間当時、近隣の別の配給所で勤務していたとして名前を挙げた二人も既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険への加入状況及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、B協同組合及びC健康保険組合において、申立期間に係る資料は既に廃棄されているため、申立人に関する記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。